

平成29年12月中に海難審判所で言い渡された判決が、ホームページに掲載されました。(H 30.4)

	地方海難審判所(全国8か所) 27件
事件種類(件)	衝突12, 乗揚7, 衝突(単)5, 転覆2, 死傷等1
関係船舶(隻)	モーターボート11, 漁船10, 貨物船5, 引船3, 押船3, バージ2, 水上オートバイ, 旅客船, ヨット, 遊覧船, 油送船, はしけ, 遊漁船及び作業船各1

平成29年12月中に言い渡された判決27件のうち, 1件[モーターボートと漁船の衝突事件:長崎地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された判決書をもとに当協会の責任で編集しましたので, ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された判決はありませんでした。)

なお, 詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/29nen/7ns/ns2912/28ns035.pdf

ちなみに, 海難審判所(東京)に地域管轄はなく, 以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【**海難の概要**】 南西進するA船(4.91トン)の船首が、漂流中のB船(0.4トン)の左舷船首部に、平行に衝突した。

【**発生日時**】 平成28年7月27日 05時03分

【**発生場所**】 長崎県松原漁港南西方沖合

【**死傷者**】 顔面打撲傷1人(船長B)

【**損傷等**】 A船: 船首部に修理を要さない擦過傷
B船: 左舷船首部に亀裂を生じ、廃船処理された。

《原因》

漂流中のB船が、法定灯火を表示しなかったばかりか、見張り不十分であったことが主たる原因であるが、航行中のA船が見張り不十分であったことも一因である。

《航法の適用》

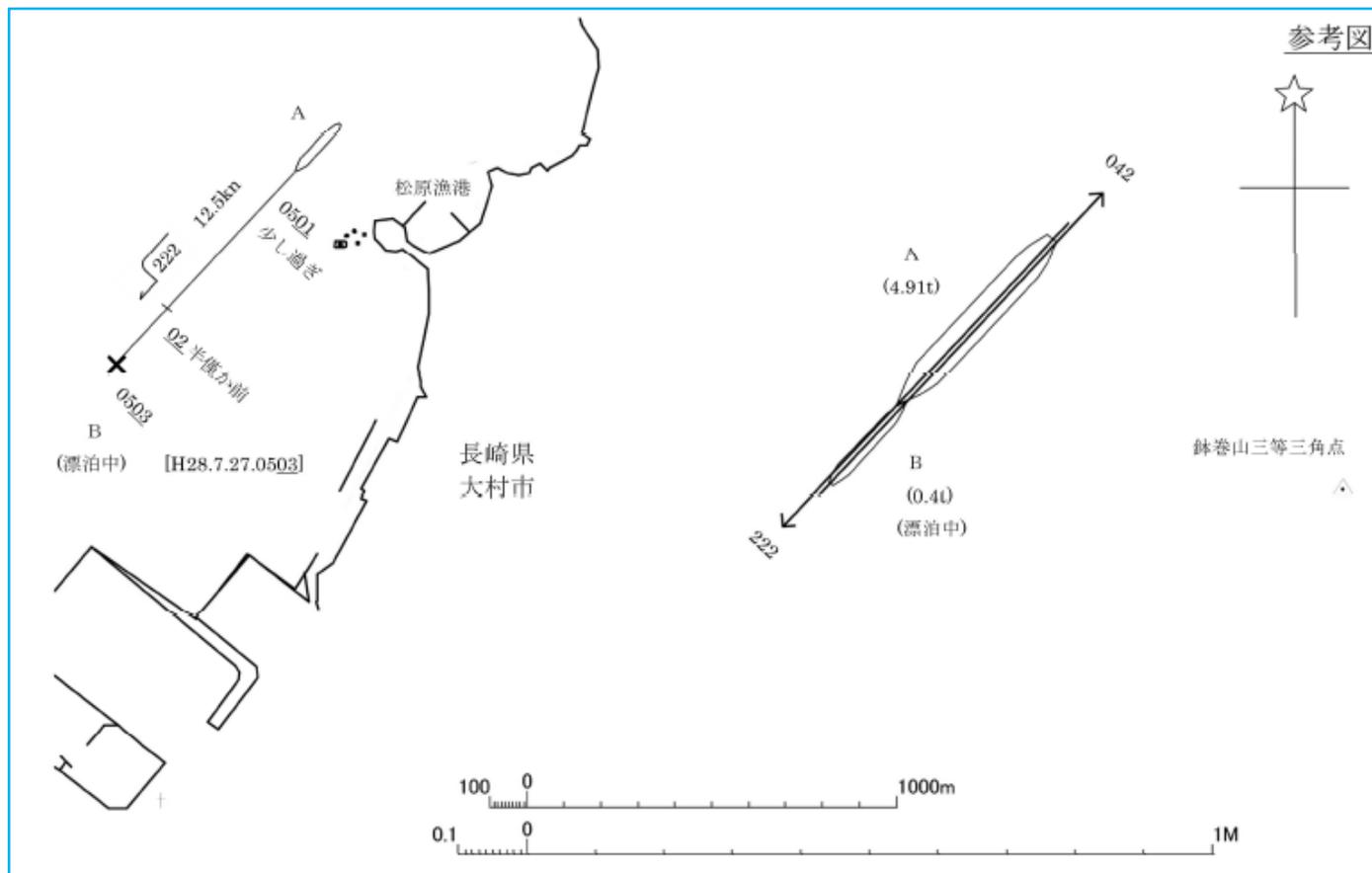
海上衝突予防法38条, 39条(船員の常務)

B船は、しゃこ籠を揚縄中であつたが、操縦性能を制限するものではなく、漁ろうに従事している船舶に該当しないので、同法18条の各種船舶間の航法は適用されない。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶に関する航法規定はない。

B船が、航行中の動力船を示す法定灯火を表示していなかったため、A船からは、衝突の31秒前、200mまで接近しなければB船の船体を視認できず、A船が衝突を避けるための十分な時間的、距離的余裕がなかった。

【**懲戒**】 船長B: 小型船舶操縦士の業務を1箇月停止
船長A: 戒告



《原因の背景》

船長Bは、操業中の自船を他船が避けてくれると思い、見張りを十分に行わなかったため、A船の接近に気付かず、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

A船は、航行中、船首が浮上して船首死角を生じていたが、船長Aは、左舷側から顔を出して船首方を見たとき他船を認めなかったため、航行の支障となる他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった。